

第四十六回国会 社会労働委員会 議 院 社会労働委員会 議 録 第八号

昭和三十九年二月十二日(水曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

委員長代理理事 田中正巳君
理事 井村 重雄君 理事 小沢 辰男君
理事 龜山 孝一君 理事 澁谷 直藏君
理事 大原 亨君 理事 河野 正君
理事 小林 進君
伊東 正義君 熊谷 義雄君
小宮山重四郎君 坂村 吉正君
竹内 黎一君 地崎宇三郎君
塚田 徹君 西岡 武夫君
西村 英一君 橋本龍太郎君
藤本 孝雄君 松山千恵子君
栗山 秀君 渡邊 良夫君
亘 四郎君 伊藤よし子君
滝井 義高君 長谷川 保君
八木 一男君 八木 昇君
山田 耻目君 吉村 吉雄君
吉川 兼光君 谷口善太郎君
出席國務大臣
厚生 大臣 小林 武治君
出席政府委員

厚生政務次官 砂原 格君
厚生事務官 梅本 純正君
(大臣官房長)
厚生技官 若松 栄一君
(公衆衛生局長)
厚生技官 館林 宣夫君
(環境衛生局長)
厚生技官 尾崎 嘉篤君
(医務局長)
厚生事務官 熊崎 正夫君
(業務局長)
厚生事務官 牛丸 義留君
(社会局長)
委員外の出席者

文部事務官 高橋 恒三君
(体育局長校保 健康課長)
専門員 安中 忠雄君

二月十二日
委員大坪保雄君及び松浦周太郎君辞任につき、その補欠として塚田徹君及び竹内黎一君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員竹内黎一君が塚田徹君辞任につき、その補欠として松浦周太郎君及び大坪保雄君が議長の指名で委員に選任された。

二月十一日
駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案(中村高一君外十二名提出、衆法第一〇号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)
医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一〇号)
予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(予)
厚生関係の基本施策に関する件(防疫対策に関する問題)

○田中(正)委員長代理 これより会議を開きます。

内閣提出の、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案、麻薬取締法の一部を改正する法律案、医療金融公庫法の一部を改正する法律案及び予備審査のため本委員会に付託されております予防疫接種法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題とし、審査を進めます。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第五章 會計(第二十六條―第三十一條)を「監督及び補則(第三十二條―第三十七條)」を「第六章 監督及び補則」に改める。

第五條第一項第八号中「會計」を「財務及び會計」に改める。
第十九條第二号を次のように改める。

二 予算並びに第三十條の規定による長期借入金金の借入れ及び社会福祉事業振興債券の発行(「第五章 會計」を「第五章 財務及び會計」に改める。
第五章中第三十一條を削り、第三十條を第三十一條とし、第二十九條の次に次の二條を加える。

(借入金及び社会福祉事業振興債券)
第三十條 振興会は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は社会福祉事業振興債券(以下「債券」という)を発行することができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金金は、一年以内に償還しなければならない。
4 第一項の規定による債券の債権者は、振興会の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 振興会は、厚生大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條から第三百十一條までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)
第三十條の二 振興会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、厚生大臣の認可を受けなければならない。
「第六章 監督及び補則」を「第六章 監督」に改める。
第三十六條第四号中「第三十條」を「第三十一條」に改める。
第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。
第七章 雜則
(大蔵大臣との協議)
第三十四條の二 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。
一 第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十七條、第三十條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十條の二の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。
附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の第三十四条の二第二号の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度の財務諸表に係る承認から適用する。

理由

最近における社会福祉事業振興会の資金に対する需要の増大にかんがみ、社会福祉事業振興会が社会福祉事業振興債券を発行することができるとするとともに、社会福祉事業振興会の財務及び会計に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

麻薬取締法の一部を改正する法律案

法律

麻薬取締法の一部を改正する法律案

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「百五十名」を「百六十名」に、「百二十名」を「百三十五名」に改める。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理由

麻薬取締官の数及び麻薬取締官の都道府県を通じての数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

理由

第四条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第九条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理由

医療金融公庫に対する政府の追加出資及び同公庫の監事の権限についての規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

予防接種法の一部を改正する法律案

法律

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 急性灰白髄炎の予防接種は、生後三月から生後十八月に至る期間を定期として、その定期において、行なう。

附則

（施行期日）
この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過規定）
2 この法律の施行の際生後三月から生後十八月までの間にある者については、この法律による改正後の第十四条の定期は、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から昭和四十年三月三十一日までの期間とする。この法律の施行の際生後十八月から生後三十九月までの間にある者（この法律による改正前の第十四条第一号又は第二号の予防接種を受けた者）は、当該各号の期間を経過した者及び同条第二号の予防接種を受けた者を除く。）についても、同様とする。

3 前項に規定する者であつて、この法律の施行前に、厚生省令で定める急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、厚生省令の定めるところにより、この法律による改正後の第十四条の予防接種を受けたものとみなす。

理由

急性灰白髄炎の予防接種の定期を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中（正）委員長代理 提案理由の説明を聴取いたします。小林厚生大臣。

○小林国務大臣 ただいま議題となりました社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会福祉事業振興会は、社会福祉事業施設の経営に關し、必要な資金の貸し付けその他社会福祉事業に關する必要な助成を行なうとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営している特殊法人であり、社会福祉事業の振興に多大の寄与をいたしております。この振興会の行なう貸し付け業務につきましても、従来國の一般会計から出資金をもつて事業を行なつてまいりましたが、振興会の貸し付け資金に対する需要は最近著しく増大しており、國の出資のみに依存する従来の方式ではこの需要に十分こたえることが困難であります。

よつて、この際社会福祉事業振興会法の一部を改正し、振興会の財務会計等に関する規定を整備し、振興会の貸し付け資金の充実はかるうとするものであります。すなわち、一般会計からの出資のほかに振興会が社会福祉事業振興債券を発行することができる旨の規定を設け、振興会が資金の公募を行なうことができるようにするとともに、政府から資金運用部資金の貸し付けを受けて、社会福祉事業施設に対する貸し付け原資に充てることができるようにしたい考えであります。

このことに伴い、この改正法案には、債券の債権者の先取特権や債券の発行事務の委託等について規定しております。また、振興会は、毎事業年度、債券及び長期借入金について償還計画を立てなければならぬこととするともに、その他所要の規定の整備をいたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、麻薬取締法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

麻薬事犯を取り締まるため、現在厚生省に百五十名以内の麻薬取締官を、都道府県を通じて百二十名以内の麻薬取締官を置くこととされておりますが、最近における麻薬事犯の巧妙化、潜在化等の傾向が顕著であることにかんがみ、麻薬取締官の数を百六十名以内、また麻薬取締官の数を百三十五名以内にそれぞれ増員する必要があると考へ、所要の改正を行なうとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします。

次は、医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一の内容は、医療金融公庫に対する政府の追加出資についての規定を整備することであり、医療金融公庫は、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期、かつ、低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として、昭和三十五年七月に設立されたものであります。

設立以来、公庫におきましては、逐次貸し付け原資の増額をはかるとともに、貸し付け限度額の引き上げ、貸し付け利率の引き下げ等、その貸し付け条件を漸次改善緩和し、医療の適正な普及向上に寄与してまいりました。これに際して、公庫の資本金も、創設当初の十億円から現在の八十一億円に増加されているところであります。

昭和三十一年度におきましては、政府は、公庫の貸し付け原資として百三十五億円を予定し、これに要する資金として、資金運用部資金の借入金八十五億円及び貸し付け回収金二十一億円のほか、一般会計から二十九億円を出資することとしたしております。このような従来の経緯にかんがみまして、政府の公庫に対する出資金はさらに将来も引き続いて増加する必要があると見られますので、資本金が法律上一定額とされてきたたてまえを改め、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において公庫に追加して出資できるとするとともに、政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする

こととしたのであります。

次に、改正の第二の内容は、公庫の監事の権限に関する規定の整備であります。

裁を通じて主務大臣に対する報告を行なう権限を有することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。以上が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次は、予防接種法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

従来、予防接種法による急性灰白髄炎の予防接種には不活化ワクチンを用いていたのでありますが、経口生ポリオワクチンの効果及び普及性にかんがみ、不活化ワクチンにかえて経口生ポリオワクチンを用いることにいたしましたのであります。

これに伴い、予防接種を実施するにあつたての定期に関する規定を改正することとした次第であります。

以下、簡単に法案の内容を御説明申し上げます。

従来、急性灰白髄炎の予防接種の定期は、不活化ワクチンにより、第一期を生後六月から生後十一月に至る期間、第二期を第一期終了後十二月から十八月に至る期間と定めていたものであります。これを改めて、経口生ポリオワクチンにより、生後三月から生後十八月に至る期間と定めたのであります。

なお、改正法は昭和三十一年四月一日から施行するものとし、施行時にいて、従来の不活化ワクチンによる予防接種を受けて完了するに至っていない者等については、別に定期を定めて経口生ポリオワクチンによる予防接種を受けることができるよう措置いたしております。

以上がこの法律案を提案する理由及びその概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田中(正)委員長代理 以上各案に対する質疑は、後日に譲るといたします。

○田中(正)委員長代理 厚生関係の基

本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がでありますので、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 本日は、一、二の点につきまして所見をただしてまいりたいと考えます。まず、本論に入ります前に、当面して私は一つの問題点につきまして、若干この際大臣の所見を承

ておきたいと思ひます。

それは、先般来、医療協をめぐります、中央医療協議会を中心としたしますところの問題がかなり重大な事態にございまして、御案内のとおりであります。もちろん、私は、その問題そのものについての質疑をきやうやうと思ひませんけれども、しかし、私も国民の一人として、この国民医療というものが適正に行なわれることを強く期待するものであります。

そういう意味で、今日、医療費問題をめぐつての中央医療協議会の事態というものは、私はまことに遺憾だと考えております。そういう事態の解決のために、私は特に厚生大臣も格段の御努力をせらるべきだといふふうに考えるわけでございますけれども、その点に

対しまして、実はこの七日の閣議後の記者会見におきまして、医療経営の実態調査を四月より実施する、その点を事務当局に強く要請をされた。この点

でございますが、この実態調査につきましては、中央医療協議会の中でもいろいろ支払い側の強い要求等もござい

ます。また、やるべき点について、私ももとよりよく言う筋合いのものではございませぬけれども、ただ、いま中央医療協議会の中で、支払い側と医療担当者側との間において対立が出て

おりますことは、御承知のとおりでございます。しかも、その両者の間にお

いて、この実態調査に対する見解がそれぞれございまして、また御承知のとおりでございます。

そういうふうな強い要請を事務当局に与えること、いま何か中央医療協議会という土俵の中で医療費問題の迅速な解決をはかつていかなければならぬ、そういう事態の中で、再び

刺激を与えるような処置というものがはたして適切であるのかどうか、私どもはそういうことを国民医療という立場から憂えるものであります。いま国民もひとしく中央医療協議会の今後の運営について重大な関心を持っており

ますので、そういう点から、この際ひとつ大臣の御所見を承ておきたいと思ひます。

○小林国務大臣 お話の件であります。が、私も、御承知のように、昭和三十一年度の予算でも、医療実態調査の経費を、大蔵省の承認を得まして皆さんの御審議をいただくことになっております。長い間、実態調査というふうなものが必要とされながら実現してきてお

うな考え方からこういう指示をいたしたのであります。将来の問題として、やはり私はぜひひとつ実態調査はしなければならぬ。それで、いま申す緊急は正に引き続いてすぐでなくても

よい、こういうふうな考え方からしてさういふ事務的の準備をさせたい、こ

ういふふうに考えております。

項目、内容等につきましても一応の案を得て、そして関係者とも十分協議をいたしましてやりたい。こういうふうな考え方からして準備を早くしな

ければならぬ、こういう考え方ではその内容、項目等について役所の考え方をまず一つ出せ、そうしてそれを皆さんにおはかりして進める、こういう

うな考え方からこういう指示をいたしたのであります。将来の問題として、やはり私はぜひひとつ実態調査は

しなければならぬ。それで、いま申す緊急は正に引き続いてすぐでなくても

よい、こういうふうな考え方からしてさういふ事務的の準備をさせたい、こ

○河野(正)委員 いま大臣からお答えをいただきましたように、その内容、項目につきましては問題にいたしてしましても、それはいろいろ準備はあろうかと思ひますけれども、しからば実質的にこの医療調査を実施するという段階になりますれば、これはもう日本医師会の協力を求めなければ実行できないということでは当然であつて、その点については大臣も十分御承知願つておられますよう、やはり日本医師会の協力を求めなければならぬ、こういうお話のようでございます。日本医師会の協力なくしては医療実態の調査はできないものではございません。もちろん、医療費体系の問題について、実態調査が必要だということでもそういう方針が出されたと思ひますけれども、しかし、この医療費体系の是正をやるにいたしまして、やはり中央医療協議会の中で論議をしていかなければならぬ。そういったしますと、その中央医療協議会の構成の中では、やはり日本医師会の参加ということが当然必要になつてくるわけです。そこでいろいろ検討いたしましたも、やはりこれは医療調査自身にも日本医師会の協力を得なければならぬと同時に、その前に、前提として、やはりこの中央医療協議会に対して日本医師会というものが参加をしていくという前提というものが当然伴わなければならぬ。ところが、いまこの医療費問題をめぐつて、中央医療協議会というものが開催できないという状態に置かれております。そこで私は、なるほど大臣がいまお答えになつたように、この医療費体系の根本的は正のために医療調査というものが前提として必要だということ

になりまして、やはりいま申し上げますように、どうしてもこれは日本医師会の協力というものがなければならぬ。また、中央医療協議会の構成の中でも協力を求めていかなければならぬということでございますから、いまのような事態の中で、こういうふうないかにも刺激的な御見解を発表されること、私はタイムリグとして適切な処置であつたかどうか、そういうことをやるやらぬということとは別として、そういう御発表をされること、いまの時期に適した処置であつたかどうか、私もはそういう点は非常に疑義を感じます。もちろん、私も国民の一人として、いまの医療費問題については非常に重大な関心を持っておるということに端を発して、そういう私の所見を述べておるわけです。私は、そういう意味では私の意見は建設的な意見だと思つておりますが、どうも私は、いまのような大臣の方針ではこの医療調査についても必ずしもスムーズに事が運べるというふうには考えませんし、また、その以前におきます中央医療協議会の構成についても、かえつて私は悪影響をもたらすのではなからうか、そういうことを感ずるわけでございまして、その点に対して重ねてお答えをいただきたい。

○小林国務大臣 お話のような御意見もあり、適切な時期であつたかどうかという点につきましては、河野さんのような御意見があつたことをひとつ十分に私も承知したい、こういうふうな思ひます。

なお、中央医療協につきては、これが機能を停止したとかいうふうな段階にまだ至つておりません。会長も、極力近く医療協を再開したい、こういうことであり、私もそれを強く希望いたしておるのであります。緊急は正の問題が、そう長くこのままの状態ではないと思つておりません。世間でもこの必要が相当に強く要望されておるようにも私もは看取をいたします。したがって、これに就いてすぐにでも、実態調査でなく、医療の適正化という問題に私は当然取り組んでいかなければならぬ、こういうふうな思つております。さしむきのところは、医療協の会長も非常に期待をされて努力をされておられますし、われわれもそれを強く希望いたしておる、こういうことでありますので、これらの問題が進捗するであらう、私はこういうふうな考えておるのであります。したがって、それに就く問題としてどうしても適正化問題を課題としなければならぬ、こういうふうな考えます。ただいま実態調査をいまずや、こういうふうなことを言うたことが時期に合わない、こういうふうな御意見であります。私がいま申しましたように、これは相当な準備を要しますので、そういうふうな趣旨でもつてこれを指示した、こういうことでございまして、それから御了承願ひたい。むろん、これは医療協にもお聞きをしたり、また、担当者側にも十分な御理解を得なければならぬということ、少し早目な考え方を持っておつたのであります。が、その時期が適当であつたかどうかという点につきましては、御意見は承知いたしました。

○河野(正)委員 ちょっと、いま大臣のお答えを聞いておりますと、私も矛盾を感じるわけです。これはどういふことかと申しますと、やはり将来医療調査をやらなければならぬというふうなことになるにしても、その医療調査というものを円滑に実施していくためには、どうしても日本医師会の協力を得なければならぬということは、これはもう何人も否定することはできぬと思うのです。そういったしますと、やはり私は、その前段階の問題として、今日問題になっております医療費問題というものがあつて、解決しない限りは、その後の実態調査について、医師会の協力のしかたというものが非常に変わつてくると思ふのです。というのは、いま大臣がお答えになりましたような緊急は正の問題、それからさらに段階的には医療実態調査、このなるわけですけれども、その中からまた医療費体系というものの根本的は正が行なわれるわけですから、そこで、どうしてもこの実態調査、さらに医療費体系の根本的は正という、その以前、現在の緊急は正というものが手ぎよく行なわれぬ限りは、あとの問題に對します医師会の協力というものが非常に左右されてくると思ふのです。しかも、いま大臣は、いまの緊急は正というものがそう長い時間かかるものとは考えぬ——要するに、短時間でいまの緊急は正というものが解決するならば、その結果を待ってこの医療調査の準備を事務局に命ずるなら命ずる、私はこのことがきつめて適切な方法だと思ふのです。この、いまの緊急は正というものは非常に時間が長くなる、そういうことならば、すでに予算も五千万円ついていることだし、これに準備が間に合はなかつた、そこ

で事務局にその準備を命ずるといふことならば話はわかるわけですが、でも、大臣は、いまの緊急は正というものが長くなるものとは思はなかつたといふことならば、私はやはりその解決を手きよくやつて、そしてあと実態調査をやるならば、それに対してする医師会の積極的な協力を求めていく、こういうことでなければならぬと思ふのです。その点、大臣のお答えを聞いておりますと、若干とも私どもふに落ちぬ点が出てまいります。ですから、そういう点からも、今度の発表というものは何か高姿勢のような印象をあたはわれ受けけるわけです。そういうことではなかなか解決できぬわけですから、誠心誠意——やはり医療という問題は、国民の健康保持増進にとりましてもきつめて重大な問題ですから、この点はひとつ細心の注意を払つて、慎重な態度で臨んでいただかなければならぬ、こういうふうな考えます。そういう意味で、今度の処置についてはある程度の反省が必要ではなからうか、こういうふうに思ふわけですが、その辺はいかがですか。

○小林国務大臣 実は従来、役所の予算が通つてから、施行が何でも非常におくれております。これは実は実態調査だけに限りません。たとえば尿処理とか環境整備にしましても、あるいは厚生年金事業団の融資にしましても、十月、十一月になつてしまつたので、おそいのは、ところが、これらの事業がそんなになつたら、東北、北海道は仕事ができません。したがって、私は、従来こういうものの決定が非常におそいということを、役所の一つの大きな欠陥として認めておるのです。

中に入れたわけでございます。もしも台湾Bの流行が起こったとしたしましても、ある程度これで防げるということを期待いたしております。とこころまが、今年の一月の終わりに至りまして、各地に流行が起ったということ

で、これはうっかりすると新しい流行が起ったかもしれないということを考えまして、台湾Bの動向について非常に注意をいたしておたわけでございます。ところが、血清検査を実施いたしました結果は、従来のワクチンに入っておりますA2並びにBについて免疫が相当高いにもかかわらず、流行が起っております。これはどうもおかしい。これは具体的に申し上げますと、患者の罹患当時の免疫度が、いわゆる血清検査で三十二倍ないし六十四倍あれば通常流行が起らないというふうにいわれておりますのに、六十四倍あるいは百二十八倍という免疫度を持つておるにもかかわらず罹患しておる。これは従来の型ではなさそうだが、したがって台湾Bであるかもしれないことを直ちに感じて、その検査を進めていたわけでありまして。そういうわけで、台湾Bに対して手はずを整えていたところの流行が起ったということ、しかも台湾Bに対して、罹患した患者につきまして相当免疫が上がつております。そういうことで、台湾Bの流行であろうという推測をいたしました。今後ワクチンを接種する分について、できるだけ台湾Bの入ったワクチンをやろうという指令を出したわけでありまして。

はお聞き取りいただきたいと思うのでございます。

〔田中(正)委員長代理 退席、井村委員長代理着席〕

厚生省は、二月の六日ですか、九州地方を中心として多発した集団かぜは新株のB台湾型、こういう発表をされたわけですね。しかもこの厚生省がB台湾型と発表された論拠といふのは、単に血清反応だけの所見でそういう発表をなさつておる。これは当然、私もから言わせますと、ビールの検出を待つてやるといふのが最も科学的な論拠でございます。ところが、もし今日はやっておりますのがB台湾型であれば、これはもう拙速をとらうとふという考えであればそれもいいかもしれないが、そういう非科学的な処置をとつてそういう政府が発表した。ところが、朝令暮改と申しました。八日の日には、実は台湾Bではなかつた、B型だ、こういうふうな訂正発表が行なわれておるわけですね。これは国民を冒瀆するもはなはだししい。また、この秋にはオリンピックを控えて、日本の防疫体制についても根本的に検討しなければならぬという重大な段階でございます。にもかかわりませず、いま言ったように朝令暮改というのか、ずさんな結果だけを見て厚生省は台湾型と発表した。そうして一日おいて八日の日には、間違つておりました。ここで厚生省の役人が数字を一けた読み違えて発表するのは、これはたいへんな違いです。これは、いま申し上げるように科学的な論拠で当然やらなければならぬ。全く不十分な所見に基づいてそういう発表をされる。先ほど局長から、いろいろワクチンに

ついて非常に努力したと言われた、その努力は買うといたしまして、そういう間違つた条件に基づいて努力されても、これは何ら効果がないわけですね。東を向いて行かなければならぬの一生懸命で汗を流して西向いて行つたつて、国民はあらがうございましてと言わなければならぬのか。これは私は科学者の立場から見ても、また国民の立場から見ても、厚生省は全く軽率なそしりを免れぬと思うのであります。この点はぜひ大臣からもお答えいただきたい。

○若松政府委員 確かに、六日に台湾Bらしいと申し上げまして、八日に台湾Bでないという発表をいたしましたことは、いささか軽率に見えるかもしれない。しかし、これは私どもの立場からいいますときわめてやむを得ざる事情があつたと思ひます。といひますのは、先ほど申しましたように、私もこの点は、先ほど申しましたように、あるいはBの流行はインフルエンザ・ワクチンのキャンペーンでかなり防げるのであらう、しかし、もしも台湾Bが流行したとすれば、これは従来のワクチンでは若干ききが悪いであらうというところを予想いたしました。しかも台湾Bが流行するのであらうといふことは十分予想いたしましたけれども、全く新しい株が流行するといふことは予想いたしておりませんでした。したがつて、台湾Bが流行することをあらかじめ期待し、その用意をしておつたわけでございます。しかも患者の血清を見ましたところ、発病当初に十六倍であつたものが、十数日後の回復期の血清で百二十八倍というきわめて高い値を示しましたので、これは

台湾Bが入つてきたに違ひないという断定をし、しかも先ほど申しましたように、もしも台湾Bであるとすれば、できるだけ台湾Bを含んだワクチンを用いて使用しなければならぬということ、緊急措置をとつたわけでございます。ところが、あにはからんや、従来のA2でもBでも台湾Bでもない、全くそれとは違つた新しいBウイルスであつた、こういうことは私も予想いたさなかつた点でございます。これが、こういう見かけ上不手ぎわなことになつた原因であると存じております。その点は新しいBウイルスに若干の責任があるかと存じております。

○河野(正)委員 大臣は、いまの局長の答弁を国民の一人としてお聞きになって、どうお考えになりますか。私は、いまのような局長の答弁なら、厚生省にこういう防疫体制をおまかせするの必要はないと思ふ。競馬の予想屋か競輪の予想屋にまかせておけばいいと思ふのです。少なくとも厚生省は、もつと科学的な論拠に基づいてそういう御答弁をなさるべきだと思ふのです。ただ混合ワクチンを使つて、その効果からどうも台湾Bらしい、こういう期待をして発表される、これは全く検査設備を持たぬ一般の町医者がやることと、一つも違わないじゃないですか。それから、検出する方法がないかといへば、ちゃんとBウイルスを検出する方法がある。厚生省が最後の手段まで講じて、その段階で多少新種であつた、非常に鑑別がむずかしかつたということであるならば、これは私はある程度やむを得ぬと思ふのです。人のやることですから、けれども、やるべきことをやら

ぬで、おいて、そうして間違つてそれはやむを得ない処置だつた、要するにたぶんそういうことが期待されるのであらう。そういう予想でおやりになるならば何もこういう問題は厚生省におまかせする必要はない、競馬や競輪の予想屋にまかせておけばいいと思ふのです。それで当たりますよ、台湾BがA2か、その三つのうちの一つでしよう。ですから、そのどれにしようかというふうなかつて厚生省がおやりになるなら、私は何も、こういう重大な国民の健康、国民の生命、そういう重大な問題を厚生省にまかせする必要はないと思ふ。さつき小林委員から、おまえおとなし過ぎるという話がありました。私は紳士的にやろうと思ふけれども、いまのような全く非科学的な、国民をばかにしたような、国会や委員会をばかにしたような御答弁をなさるなら、私はやはりハッスルを得ずハッスルするのです。委員長も医者ですから、私の発言を聞いて、なるほどもっともなことを言つておられると思つておられると思ふのです。どうですか。

○小林国務大臣 河野委員のお話は、私はごもっともと存じます。したがつて、厚生当局としては手落ちも認め、十分将来を戒めたい、こういうふうにか考へます。実は昨午秋にも天然痘の問題でこういうふうな問題が起きて、天然痘でなかつたことはしあわせであつたのでありますが、一応そういうことで防疫体制をした、こういう事態もありませんので、重々注意してまいりたい、かように考へます。

○河野(正)委員 台湾Bを混合ワクチンとして採用された点は、もちろんそれはわれわれ異論はありません。ところが、その前提となります基礎条件、この点について私は政府に対して、非常に不手ぎわな点があつたし、なおまた、こういう防疫という最も科学的な問題に對しまして非科学的な点があつた、この点は、ぜひひとつ大臣

○河野(正)委員 実は私がいまのよう

なことを申し上げるについては、このビールスとは変種のB型という検出がなされたのでございますけれども、それはやっぱり熊本県の天草の患者から検出がなされておるわけです。ところが、全く不見識な話でございますが、厚生省が訂正をして八日の日に発表したというところでございますけれども、すでに二月の三日には、佐賀、宮崎県ではB型を検出したという発表をしておるわけですね。それから、厚生省も天草の患者から検出したわけですから、熊本県では一月の二十七日に実はこのビールスの検出をした、こういうような発表もいたしております。そこで私は、どうも厚生省のやっておられる措置についても非常に皆さんのそのり免れぬし、またそういうことでどうも今日まで、それぞれ各県でビールスを検出してそれぞれの型の発表をやっておるわけですから、そういう点に対する適切な指導というものが、いまのような状態の中で適切に行なわれたかどうか、私も非常に不安を持ったわけですね。と同時に、今後いろいろ厚生省が通達を出し、また、いろいろ行政上の指導をされると思うけれども、いまのような事態で、はたして都道府県に対して適切な指導というものが行なわれるかどうか、指導を受けるほうは、はたして全幅の信頼をもつて厚生省の指導に應ずるかどうか、私は、今日までの経緯を見てまいりますと若干疑問を抱かざるを得ぬのです。私は、今日九州地方を中心として二十万近い患者が出てき、また、進学期あるいは入学期を迎えて学生、学童たちがこのかげのために発熱をし、また病

苦を訴えて呻吟しなければならぬということも同情するわけでございますけれども、同時に、私は、いまの厚生省の指導というものは、全く皆さんのそのしり免れぬというふうな気持ちで非常に強く持ったのです。しかも私は、ここで、全く申しわけなかったと国民におわびをされるかと思つたら、予想しなかったというふうな、全く競馬や競輪の予想屋がやっておるような措置でやっておられるということ、私は、きょうこの委員会ですういとお答えをいたしたい全く残念に感じたわけですね。

そこで、今日まで各都道府県に対してどういう指導をされておったか。いま私が申し上げましたとおり、すでにB型というものは、三日の日に佐賀県、宮崎県において検出をしたという発表をされておる。そういうふうな、府県がやるのだからいたしたことないのだというふうなことで、何か厚生省、特に国立予防衛生研究所でおやりになる研究というものは、それは設備の内容等は一番整つておるでございましょう、だからといって、そこでやつたものがすべて一番正しいのだというふうなことで、いろいろ防疫対策に対して協力しておる各府県の善意というものを踏みにじるような、そういう指導というものは、やっぱり私どもはここで承知するわけにいかぬ、こういうふうな指導をなさつておったのか、ひとつこの際明らかにしていただきたい。

○若松政府委員 インフルエンザの流行等が起りましたときに、できるだけその流行の型等を決定する必要がある

りますので、各都道府県の衛生研究所におきまして、この操作ができるように設備の強化をはかつております。現在のところ、すべての地方の衛生研究所が、全部ビールスの分類までできるといふところまではいっていません。た

だいまのお話に、宮崎県で決定したというお話がございましたが、実は宮崎県、福岡県、佐賀県等、今度の流行がBの流行であるという発表をいたしております。これはどこまでも患者の血清検査の結果に基づいてやっておるものでございまして、ビールスの決定は、天草で分離したものを厚生省の予防衛生研究所で決定したものでございまして、なぜビールスの決定を予防衛生研究所でやるかと申しますと、現在世界的にインフルエンザの予防対策をやつておりました、ロンドンにインフルエンザ・センターというものがございまして、そのセンターのアジアのセンターが予研にございまして、したがって、新しいビールス等が発見されますと、これをロンドンに報告し、また新しいビールスが発見されますと、これを世界のインフルエンザ各支所に送りまして、直ちに各地における予防体制ないしはワクチンの生産等に寄与する手配をいたしております。そういう意味で、このビールスが新しいビールスであるというふうな考えましたので、これは予防衛生研究所から世界に向けて注意を喚起し、そのスタムを送るというふうなことがございまして、したがって地方の衛生研究所におきましては、現在のところこの新しいスタムに対する免疫血清等がございせん。したがって、現在までのところでは、地方ではこの決定ができなかつ

たわけでございます。そういう意味で、予防衛生研究所で決定せざるを得なかつたわけでございます。

○河野(正)委員 そういふことを言つておるわけじゃない。というのは、もしあなたがそういう方針なら、私はやはり、厚生省のこの六日の発表というのもの、ビールスを検出して後に発表なさるべきだと思つたのです。府県については血清をやつたんだ、だからわれわれはそれを確認することができぬと言いがら、あなたのほうは血清反応だけで発表なさつておるじゃないですか。そうでしょう。府県は血清反応だけで、だから三日の日にできたんだ、だからそれをわれわれは認めるわけにはいかぬと言いがら、厚生省自身も、六日の日には血清反応だけで新聞発表をしておるじゃないですか。あなたがそういう方針なら、やはり八日のビールス検出まで待つて発表なさるべきじゃないですか。さっき私が指摘して大臣から御答弁いただいたわけですから、けれども、どうも局長のほうには反省の色がないですね、そうでしょう。

○若松政府委員 一部繰り返しになりますが、宮崎県その他の県ですでに血清学的に決定いたしました。血清学的に決定いたしました、地方ではすでに各県とも、今度のわが県における流行はBであるというのを発表いたしました。各県で発表しておるにもかかわらず、国がいつまでも決定しない、意見を吐かないというところは、かつて不安を招きますので、国もなるべく早い時期に意思表示をしようということ、実は六日には台湾Bの流行は佐賀なり宮崎なりのそういう血清反

あります。決定とは決して申しません。したがって、台湾Bの流行であらうということも申しました。しかも、なぜそのように急いだかと申しますと、先ほどのように新しい流行であるために、もしそのとき以降ワクチンを用いるとすれば、台湾B株も入つたものを用いるのが当然である。もしそれをいつまでも延ばしておきますと、その当時台湾Bと予想されておるにかかわらず、台湾Bを含まないワクチンがどんどん使われるということとは適当でない。したがって、できるだけ国民にこのことを知らして、適切な予防対策をしたいと思います。したがって、その六日の発表におきまして、ビールスの検出は現在検討中であつて、ビールスの検討の結果きまれば、そのときにあらためて発表するということをつけ加えておいたわけでございます。

○河野(正)委員 宮崎、佐賀でそういう発表をした、それで国民が迷つてはいかぬから、そこで厚生省も急いで発表したのだ、こういうことですね。けれども、急いで発表しなければならぬからといって、不十分なことを発表していいということではないでしょう。しかも結果的には、佐賀、宮崎のほうに正しいじゃないですか。ですから、佐賀なり宮崎で発表をした、それについてはいろいろ問題もあるらしいというふうなことで、厚生省が早く真相を的確につかんで発表したいという気持ちばかりあります。ですから、佐賀なり宮崎では血清反応だ、それに今度までは厚生省のほうも血清反応だけで発表されるということになりますと、これは佐賀なり宮崎なりのそういう血清反

応に対する処置というものを信用しないということになると思うのです。同じ血清反応なんですから。あなた方が今度ビールスを検出しておっしゃるならいいですよ。同じ血清反応をして、佐賀、宮崎のものは間違っているというふうな発表をなさることは、私は各都道府県のそういう防疫行政に対する協力を踏みにじる処置だと思ふのです。あなた方が血清反応以上のものをやって訂正なさるならいいですよ。同じことをやっておいて、おまえのところが間違っている、これはやはり宮崎なり佐賀の衛生部当局のそういう作業に対して、冒瀆する態度だと私は思ふ。それをあなた方は、それに対して反省なさらぬということに対しては私も承服できませんから、反省なさるまで私は追及しますよ。間違っているなら間違っている、そういう点は、私ははっきり反省しなければいかぬと思ふのです。そこに都道府県の今後の防疫行政に対する積極的な協力が出てくると私は思ふのです。その点は、私はここで、反省なさるまで時間がかかっても、同僚議員の協力を得て追及したいと思ふのです。これは大臣からの確に答弁してください。

○小林国務大臣 御意見のとおり、私はやはり厚生当局としても反省すべきもの、また、ああいう発表は遺憾であったと申し上げておきます。

○河野(正)委員 最高責任者である大臣から遺憾であった、反省すべきだと明確に御答弁いただいたので、その点は、自後は省内の問題ですから、省内の問題として御処置を願うということにいたします。

それから、実は三十七年のA2型が猛威をふるいました際にも、ここでもいろいろお尋ねしたわけですが、今後はそういう流行がないように、ひとつ国としても流行を予測する体制というものを確立していきたい。いまこういうようなやりとりをしてまいりましたことは、起こったことに対する処置ですね。けれども、三十七年の国会で私がこの問題を取り上げましたときには、今後はそういう流行が起こらないように、流行を予測する体制というものをぜひひとつ整えていきたいという御答弁を、当時の灘尾厚生大臣からいただいたわけですから。それから、その後、そういう流行を予測する体制というものは、具体的にどのようになされておるのか。行なわれてもなおかつ今度のような流行が出てくるのか、あるいは答弁いただいたけれども、何も実施されずにこのような結果というものが生まれてきたのか、これに対する具体的な処置をこの際お聞かせいただきたい。

○若松政府委員 おっしゃいますように、現在流行予測の仕事をこなすために、これを全国的な予測をいたしますために、検査能力等も十分に整っております。二十三の都道府県の衛生試験所を中心にして、ジフテリア、急性灰白髄炎、インフルエンザに対する国民の免疫度の調査を随時実施いたしております。

○河野(正)委員 従来の機関ではなくて、当時の質問に対してはそういう体制をつくっていききたいということでしたが、新しくそういう体制をおつくりになったのかどうか。

○若松政府委員 この事業は三十七年から実施いたしております。現在な

お引き続き実施いたしております。

○河野(正)委員 そうではなくて、三十七年のような猛威をふるうような事態を再び繰り返してはいけません。そういう意味でさらに予測する体制というものを確立していきたい。そういうお答えをいただいているわけですから。そういう答弁に対して具体的にどういう体制というものが新しく確立されてきたか、そういうことをお尋ねしておるわけであります。

○若松政府委員 流行予測の体制と申しますのは、そのように十分に検査能力のある地方衛生研究所の検査設備、能力を活用いたしまして、各地域の特定の集団をつかまえて、その人間の間における免疫を調査いたしまして、それで全国的な推定をいたしておるわけでありまして、これは現在のところ地研の能力等の関係も勘案いたしまして、二十三の地方衛生研究所に委託して実施しておるわけでありまして、これ以上現在拡大することは、ちょっと困難であると思っております。

○河野(正)委員 そうしますと、灘尾厚生大臣の発言をもらえて私どもがい

ろい言うわけではありませんが、三十七年では、再びこういうふうな大流行を繰り返してはならないということと、ひとつこの流行を予測する体制というものを新しく確立していきたいという御答弁をいただいたわけですが、実質的にはそれに応ずる体制はできておらぬ、こういうふうにいまいちのお答えでは理解をせざるを得ないと思ふのです。ところが御承知のように、今度二十万近い、しかも一日一万人くらい増加しつづけるというふうな事態が生じておるわけでありまして、そこで私は、やはり国会でお答え願ったことは、具体的に実行願わなければいけないと思ふます。しかも実行願わなかったら、今日のような事態が生まれたら、それは、私は今日、二十万近い国民がインフルエンザのためにいろいろ苦痛を味わっておるというすべての責任というものは、全く厚生省がしよってやらなければならない、こういうふうなふうに思ふのです。この点については、さらにひとつ再検討していただきたいと思ふます。

それから、いままでワクチンの点についていろいろお話がございました。ところが、この変種B型であるために、学者の意見をいろいろ聞いてまいりますと、ワクチンの効果というものを一〇〇多期待することは現在のワクチンではできない、そういうような意見をわれわれ聞いております。それだからほとんど患者が新しく発生する。それからもう一つは、いろいろ厚生省の不手ぎわによって、この菌種の確認を誤られたという点についての国民の不信、私は両面の不信があると思ふます。ですが、その一方の不信については、さつき大臣から今後不手ぎわの点については反省すべきであるというふうな御答弁をいただきましたから、その点についてはいろいろお尋ねしようとは思いません。ですが、けれども、いまこのワクチンの効果については、学者の間にもいろいろ異論があるところがございます。そのために新しく患者が増加しておるというふうなことになるかと、せつなく国費を使つてもたいした効果はないわけですから、これはたいへんなことだと思ふのです。そういうワクチンの効果

という問題についてどのようにお考えでございますか、ひとつこの際、国民のために明確にお答えをいただきたい。

○若松政府委員 ワクチンが効果をあげるためには、現在使っておるワクチンに用いられておりますビールスと、現在流行いたしておりますビールスとの間の免疫構造の関係が、できるだけ一致しない近いことが必要でございます。現在のワクチンに入っておりますのは、B株といたしましては、いわゆる世田谷B株と台湾B株でございますが、台湾B株は一部に入っております。今度新しく発見されました株は、台湾Bにも世田谷Bにもある程度共通抗原を持っておりまして、しかし、ある程度共通しない抗原がかなりあるようでございます。このごく詳細につきましては今後の検討に待ちますが、そういう共通抗原が一部あり、一部はないということから若干は予防効果がある、しかし、どんぴしゃりというわけにはいかないという段階でございます。

○河野(正)委員 このたびのインフルエンザ対策についてはいろいろ厚生省の不手ぎわがあったということ、このワクチンの効果についてもなかなか多くを期待することができない、そのビールスの種類についてもいろいろ不手ぎわがあったというふうな実情でございますから、いずれにいたしましてもワクチン対策で多くの期待を寄せることができないというところは、私いまでも論議いたしてまいりました経緯から十分考えざるを得ないと思ふます。ですから、今後の問題でもございまして、この点についてはさらに慎重な検討が必要であるように考えます。これはひとつ大臣、そのようにお

聞き取りをいただきたいと思っています。

このワクチンに関連して、薬務局長ゆう然としておられるから、ひとつお答えをいただきたいと思っています。ワクチンの効用という点につきましては、ビールスの検出についていろいろの不手ざわがあったために、国民も非常に不満足な感情を待っていると思うのです。これはいづれ、予防接種法の一部改正がきょう提案されましたから、その法案審議の中でお尋ねをやりたいと思いますけれども、たまたまワクチンの効果ということがいま出てきましたから、そういう意味で一点だけこの際あなたにお伺いしたいと思うのです。

それは、二月の九日、京都で開かれました子供を守る文化会議で、今度国産生ワクチンができて、いま法案が提案をされましたように今後接種をするという点になるわけですが、その際、人体実験がなされておられるので、そういう不確実なものを直接三百万人の乳幼児に投与することは人命軽視ではないか、ワクチンに対する不信感、不安感という点について決議がなされておられるわけです。きょうはインフルエンザの問題ですけれども、ワクチンという問題については同一でございいます。こういうふうな国民が、いまの府政の防疫行政あるいはまた厚生行政というものについて非常に不安を感じずるといふことは、私はまことに遺憾な点でございいますので、せつかくい機会でございますから、ひとつ国民が安心するように適切なあなたの御答弁を期待して承りたい。

○熊崎政府委員 河野先生の御質問は、生ワクチンを投与する、その生ワクチン投与につきまして、いろいろ国

産で使用された生ワクチンを投与する

についで安全性の問題だと考えるわけでございますが、人体実験をやる前、投与することについて疑問が出てくるという点は、私も十分承知をいたしております。しかし、国産の生ワクチンを正式の医薬品として製造許可をしまして、いわゆる生ワクチンの製造基準といえますか、そういう基準をつくりまして、基準に基づきまして生産に入らなければいけません。その製造基準といえますのは、これはWHOで採用されております世界的に一般的になつております製造基準を、学者を集めて、十分衆知を集めた上での決定された基準でございまして、その製造基準ができてきたときには、この製造された生ワクチンが、国産品がで上がりましては、いわゆるフ

イルドの実験を必要としないということが、ワクチン学者の共通の意見であつたことは事実でございいます。なぜそういうことになったかということにつきましては、過去三十六年以來生ワクチンの採用、行政投与ということをやつてまいりましたが、その使用されたワクチン全部、共通的にセービン博士のつくりましたセービン株を採用したワクチンであつたわけでございます。しかもセービン株を採用したワクチンでもって大量に、毎年千七百万人近い行政投与をやつてきてまして、セービン株の安全性につきましては、十分国内の経験を経た上での結果であるというその事実に基づきまして製造基準をつくり、しかも厳重な国家検定のもとに安全性が確保された生ワクチンでございいますので、これをいまさら人体実験をやる必要は毛頭ないというものが、各学者の共通の意見でございまして、すでにこの点は、生ワクチン協議会の各学者にも、十分意見を聞いた上で確認を得ておる次第でございいます。

○河野(正)委員 そういう意見は、大體安全医療の確立という点から出てくると思うのです。ですから、要は、国民がそういう方針に対して満幅の信頼が寄せられるかどうかという点だと思ふのです。ところが、子供を守る会の指摘する点を私どももつまづかにいたしまして、いづれの間い合わせをして厚生省にいろいろの問い合わせをした。ところが、国際規格にも合っていないから、いづれだということな非常な抽象的な答えだけで、どうも満足するような答えを得ることができなかった。そういうわけで、われわれはやはりどうも満足な答えができぬというところ、非常に不安を感じようという点が、子供を守る会の主張のようでございます。そこで、やはり安全なることを国民は強く望むわけですが、母親としても父親としても、乳幼児に飲ませるわけですから、その安全性を非常に強く期待するということ、人道的にも当然なことだと思ふのです。ですから、厚生省も、もう少し親切な指導をなさるという点に若干欠けておつたのじやなからうか。いま局長が答弁された模範答弁のようなお答えを願つておればよかつたろうと思ふけれども、私は、厚生省の国民に対するPR、あるはまた宣伝という点について若干欠ける点があるのじやなからう

か、ことばをかえて申しますと、行政上不親切な点があるのじやなからうか、こういうふうな思ふわけです。ですから、この点については、ぜひひとつ国民が納得するようなお答えを積極的な必要がある。言われたからやるのではなくて、進んでやる必要がある。こういうふうには私は思ふわけですから、いづれその席上いろいろとお尋ねしたいと思ひますけれども、国民も、いたずらに厚生省を攻撃するということではなくて、やっぱり安全医療という面から訴えていると思ふので、今後はそういう面について懇切丁寧な指導されることが望ましいと思ひます。この点は、国民が強く不満の意を表しておりますし、新聞でも取り上げておりますから、この際ひとつ明確に方針をお示しいただきたい。

○小林國務大臣 御注意は了承いたしましたので、十分ひとつ趣旨に沿うように努力したいと思ひます。なお、インフルエンザの問題でございまして、これは私の見通しが多少誤つておつたということ、非常に遺憾に存じております。防疫問題は非常にめんどうな問題でございまして、たとえは昨年の河口湖のコレラとか、あるいは韓国のコレラ等については厚生省も非常によくやつたつもりであります。よくやつたときはあたりまえで、別におほめをいただくことがないが、誤りがあつたら非常に困ることを受ける、これは当然であります。そういうふうな非常にめんどうな問題でございまして、この上ともひとつ気をつけてやりたいと思ひます。

○河野(正)委員 大臣も所用のようでございます。山田委員からも大臣に対して若干御質問があるそうでございますから、そういう議事に協力して、最後に、締めくくりだけやらしていただきます。思ひます。

午前中、時間をかけまして伝染病の防疫体制についていろいろ指摘をいたしましたのですが、この防疫体制の確立に拙速をとうとばねばならぬことは当然なことだと思ふのです。早過ぎることはないので、すけれども、拙速をとうとぶために非科学的な、合理性のない処置をやられるという点については、私どもは承服することはできません。そういう意味で、私はきょうの例は、残念でございまして、すけれども、一番いい例だと思ひます。ですから、私が先ほど指摘をいたしましたように、インフルエンザが三十七年におきましても大流行をした、今度は三十七年ほどのことはございませぬけれども、しかしまだ今後の推移もございまして、毎日毎日一万人からの患者が出ておるわけですから、今後の推移いかんではどのような結果になるか、また三十七年を上回るような重大な事態が発生するかも知れません。いづれにいたしましても、こういう事態が生じますることは、国民にとりましてもまことに残念なことだと思ふのです。ですから、そういう大流行を再び繰り返さないということで、元大臣の灘尾さんからも、この流行を予測する体制というものを確立していきたいというふうな御指摘もお答えもあつておるわけ

〔井村委員長代理退席、田中(正)委員長代理着席〕

私は、やはりそういうふうな体制というものを確立して、そうして未然に防止していくことが一番望ましいわけですから、ぜひひとつこの点は、元大臣の発言でございませうけれども、再検討していただきたい、こういうふうな考えです。先ほど事務局の話を聞きますと、いままでの機関を若干整備したという意味のお答えでございまして。それで私も満足するわけにまいりません。ひとつその点については小林厚生大臣からも、再検討をする、ぜひ体制の確立について考えていきたいというふうな御所見をあらためてお聞きをし、明確なお答えをいただきまして、ならば、大臣は御所見もあるようでございますし、あと山田委員から若干大臣に対する質疑があるそうですから、あとの点については留保したい、かように思います。

○小林厚生大臣 お話の趣旨はごもっともと存じますので、私は責任をもつて再検討をいたしたいと存じます。

○田中(正)委員長代理 山田委員君。

○山田(正)委員 山田でございませうが、防疫関係につきましてお伺いをいたしたいと思ひます。

大臣が非常に時間をお急ぎのようでありまして、一点だけ、特にオリンピックも近く控えておりますし、最近、赤痢なども春夏秋冬、四季を問わず発生しつつありますし、こうした伝染病の予防の措置について、厚生行政面で具体的にどのようにして絶滅を期するようにお考えになっておるか。特に最近のこの種の伝染病の発生を見ますと、国民の公衆衛生に関する関心あるいは道徳というものが低下して起きているというよりか、むしろ伝染源、伝染

経路を見てまいりますと、いろいろと環境衛生の設備が不十分なために起こるということが非常に多いように見受けられます。そういう面につきましましては、明らかに厚生行政が末端地域に浸透していない、政治が行き届いていないということに主因がございするもので、そういうことに對しては含めて厚生大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○小林厚生大臣 私も外国に長くいたことがありますが、消化器伝染病については全く外国の生活はうらやましい。厚生省に参りましてから、赤痢は何とかならぬか。チフスというものは非常に減少しておるが、赤痢はまだ至るところで、季節を問わず集団発生をしておる。そういうことで幾度かきょうな注意をいたしつつありますが、何しろ日本では、赤痢菌というのは全国的に伝播されておるのだ、したがって、これを撲滅するには単なる防疫体制ではできない、どうしてもお話のよう食品衛生、環境衛生というものが、根本的な基盤からひとつ直していかなければならぬ、こういうことであるから、食品を扱う者に対しては、かましくいま設備の更新を希望して、そのための融資等も至るところの府県でやっております。個々の食品関係者は相当な改善ができておるが、しかし、その前の一般的な環境衛生というものは非常に不十分である、こういうことでありまして、わけでもごみの問題、し尿の問題、下水の問題、これがいまの病気の根源である。お話のように、ほんとに環境衛生を整えなければこれらの撲滅はできない、こういう態度をまえておるのであります、お話を

来年の予算等におきましては、お話の

ような環境衛生設備を整える、また、特別国会においても環境整備の五カ年計画の法律も通していただいた、こういうことでこの面の改善を急速に、また大規模に進めなければならぬというふうに考えております。地方の衛生組織等におきまして、蚊とハエの撲滅運動といふものがある程度普及をしてまいったのでありますが、もうこの赤痢問題はどうしても全国的な視野で、国土の浄化運動というふうなことをやらなければ万全を期し得ない、こういうことで公共団体のやる環境施設を整備する、また個人がそれぞれの食品の衛生管理を厳重にやると同時に、一般国民が、衛生思想と申しますか、国土を浄化する、こういうふうな三つ一緒になってやらなければいけません、いうことで、相当基本的な問題で、また多少の期間も要するのであります、そういう面からひとつどうしても片づけなければならぬ、こういうふうな考え方でやっておりますのであります。

○山田(正)委員 お話の趣旨はごもっともと存じますので、私は責任をもつて再検討をいたしたいと存じます。

○田中(正)委員長代理 山田委員君。

○山田(正)委員 山田でございませうが、防疫関係につきましてお伺いをいたしたいと思ひます。

が、都市を中心とする周辺は比較的進んでおるわけですが、しかし、なかなか僻地、離島というところになりまして、完全にこういう政治施策から置き忘れられたような形になっております。非常に政治の外に置き去りにされておりました、もつときびしく言えれば、政治の貧困の中で国民一人一人が苦しんでおることに通ずると思うのであります。大臣もお時間でございますので、一般的に抽象論でなく、これから具体的に、山口県上関の集団赤痢について環境衛生の面から質問したいと思ひますけれども、特に大臣には、そうした比較的医療にも恵まれない、厚生施設にも恵まれない僻地なり離島に対して、いまお話しになっておる厚生省の予算の中ではほんとうに総花的に見るべきものがございませう、これらに対して積極的に技術的な対策をお立てになるように、これは強く要望しておきたいと思ひます。

○小林厚生大臣 いまの僻地等におきまして、一番必要なのは簡易水道の問題であります、これは来年度も相当大幅に簡易水道を助成しよう、すなわち地方におきましては井戸水とかわき水あるいは流れ水を使う、こういうことによつて赤痢が起きた場合が非常に多いのでありますから、私どもは、これらの地方においても全部に水道を――簡易水道でけっこうだから簡易水道は特別に全部補助でやりたい、こう思っておりますので、最近で一番大きく進めていきたい仕事は簡易水道の問題であります。これを全部に普及させたい、かように存じております。

○山田(正)委員 お話の趣旨はごもっともと存じますので、私は責任をもつて再検討をいたしたいと存じます。

○山田(正)委員 それでは、環境衛生局長、公衆衛生局長いすれでもけっこうであります、お伺いいたします。赤痢関係を中心に中心にお伺いするわけですが、こうした伝染病は、伝染源あるいは伝染経路を正しく究明して突きとめていくことが非常に大切だということがいわれておりますが、依然として最近やあつとを断ちません。赤痢は、春夏秋冬を通じて集団的に起こつておるのが現状です。三十七年五月に、公衆衛生局長、環境衛生局長御連名で、都道府県に対してモデル市町村の指定をされた指導要綱をお出しになっておるのでありますが、こうした具体的な指導要綱に基づいて今日までどのような成果をあげておるのか、それについてお伺いしたいと思ひます。

○若松政府委員 お話のように、赤痢の対策というのは、残念ながら現在のところ明確なきめ手がございませぬ。したがって、できるだけ考え得るあらゆる施策をとにかく着実にやっていくというほかございませぬ。しかも土地土地によりまして、その土地においてはこの問題が一番重要であらうというふうな相違がございします、全国一律にただ何でもやれと言ひましても、なかなかおぼつかしうございします。そういう意味でモデル地区を指定いたしました、そして、そうしてこの地区は何が重点であるか、この地区は何を重点にやったらよろしいかということを中心として検討した上で、その地区に最も適した方策を強化してやっていた、といった方策をとっております。したがって、ある地区におきましては住民の保衛者の検便を重点にやる、ある地

だということが十分指摘できるのだと思います。これらについてどのようにお考えになっておるか、ひとつ御説明をいただきたいと思うのです。

いま一つは、これは医務局関係の方にお伺いしたいのでありますが、昭和三十三年に保健診療所のモデル島として定められまして、診療所ができました。二、三カ月ばかりはお医者さんもお交代で来ていたのでありますが、何しろ離島でありますから、冬になってまいりますと一度渡ると五日か一週間、悪くすると二週間くらい海が荒れて帰れない、こういう条件も悪く積み重なりまして、岩国国立病院から派遣されることになっておったのでありますが、途中の幾つかの海を渡っていくという不便さも手伝いますし、患者を扱っておるといふ立場で、あるいは医者の特的な研究という事情等もありまして、その保健所にたずねていくということがだんだん遠のくようになり、ついに最近ではいなくなつてしまいました。こういうことでは、せっかく保健診療所などをおつくりになってみても、そういう大切な、付随すべきお医者さんの配置等について十分な手だてが講ぜられていないところにこうした問題も出てきたのだと思考されますので、こういうことについて見解をひとつお伺いをいたしたいと思います。

○館林政府委員　ただいま事例としておあげになりました赤痢の集団発生の内容は承知いたしておりますが、その事例によつて推察できますことは、飲料水が非常に不適当である、しかも飲料適のものは非常に少ないという事例でございますが、そのような地域こそ簡易水道のようなものを早急に、優先

的に実施をして、伝染病の蔓延を防ぎ、住民の福祉をはかることが、本来の簡易水道のような水道事業の目的であると思う次第でございます。従来から、私どもの指導の方針も、赤痢の多発地帯のようなところ、飲料水の適当でないところを優先的に考えるような指導をいたしてまいっておるつもりでございますけれども、具体的にそのような事例がなお残っており、そのような事例によつて多数の赤痢患者が出現したことは、まことに残念に思う次第でございます。簡易水道の事業は、もう数年やっております。本年度予算におきまして十八億を盛っております、過去毎年二億程度ずつふえておりまして、相当浸透いたしておると私も思っておりますけれども、なお末端にそのような簡易水道を一日も早く設置しなければならぬ地帯がございますのは深く反省し、今後努力をいたさなければならぬと考えておる次第でございます。明年度におきまして二十一億ほどの予算を予定いたしておりますので、十分指導の徹底を期して、そのような事例が決して起こらないように私も気を付けてまいりたい、かように思う次第であります。

○尾崎政府委員 ただいまお話しの方の僻地診療所、これはお話のとおり国立岩国病院が親病院となりまして、そことの連絡のもとに医者を派遣するという組織でつくった診療所でございます。ただ、このモデルというのはいささかと考へ方が特殊でございます。各県立病院だとか赤十字だとかいうふうなところに僻地診療をいろいろやっていたかしますのに対して、その困難性だとかいろいろ苦労があるといふことを、国が自分でやってみてよくわかる必要があるという立場で、海岸の僻地診療所とか、山間部における僻地診療所だとか、島における僻地診療所とか、いろいろな種類のものをつくつてみたわけでありまして、たとえば山の中におきましては、熊本県の山の奥のほうに一つつくり、島の場合に、この八島を例にしたわけでありまして、そしてその困難性を、われわれとしても自分自身で経験をしていくと取るという立場でのモデルという意味でございます。それで、いまお話しのように、医者を親病院のほうから派遣するのいろいろな苦労しております。ほかの病院もやはりそういうことに非常に苦労しておるということで、僻地診療所に対して国ができるだけ助成していかなければならないといふふうに考へて、われわれも非常に努力しておるわけでありまして、この診療所に対してもそういうことでやっております。院長も私のほうに音を立てておったのであります。しかし、たしか私の記憶では、二、三年前に、お年寄りの医者が定着しておるというように聞かされて、それはよかった、しかし親病院でもよくめんどろを見るようにという話を聞いて、私はそこにつくと医者が定着しておるというふうに承知しておたわけでありまして、いまのお話では最近医者がいないということと、まことに申しわけないことだと思ひます。この点は、私、そのような事態が起こつておることを存じませんでしたので、よく調べて、もう少しあとで御報告させていただきますと思ひます。

○山田(趾)委員 これは二十一億の予算で簡易水道をつくつて、そういう非文化的な、不健康な環境衛生を排除していきたいということと、わかりやすく、こうした地方の、取り残された地域における国民へのこうした行政の完べきを期するように、全力を尽くしていくようにお願いしたいと思ひます。それから医療の問題につきましては、医務局長は認識が少し不足しているのじゃないかと思ふ。もちろんモデルが六カ所あるはずでございますけれども、そうしたところについてもやはり同じような悩みが起つておつて、厚生省において行なう医療行政というのは、通り一ぺんの通達なりあるいは総花的な措置で完全に地域社会の国民の皆さんに奉仕できる政治体系ができあがつておるというふうには理解できぬから、私はお聞きしておるわけでありまして、やはり現地に医者がいない、逃げ出してしまふということには、それぞれ条件があるはずであります。着想としてお考へになること、国家公務員が国立病院というものをすぐ結びつけて、離島、僻地対策をお考へになることも一つの方法でしょうが、それならばそのように、やはりお医者さんの定員の問題につきましても、僻地の幾つかの住みつける条件、あるいは手当の問題にいたしましても、やはり条件を整えて措置をせんと、家だけつくつてさあ行けと言つても、私は行けるものじゃないと思ひます。そういう診療行政が完べきを期せられるように、障害を排除して措置されるという立場をどのように実施なされようとするのか、最後にひとつお伺いしたいと思ひます。

○尾崎政府委員 いま御指摘がございましたように、僻地診療所を、ただ僻地に家を建てて、それで医者に行つてくれと言つて行くものでないことは、すでに何回かの歴史を繰り返してございまして、失敗しておるわけでございます。それで、この親元病院という組織を考え、親元病院と結びつきを持って医者がある程度安心して仕事ができるように、また親元病院から言つて、助成ができるようにという組織を考へていま僻地対策をやつておるわけでございますが、それにつきましても、いろいろいま御指摘のような困難性がある。その困難性を、こちらがただ書類通達だけで済ましておつてはだめだと思ひまして、国自身でも国立病院で数カ所受け持つて、こういう組織をつくつて実験的に自分でも味わつておる、こういうわけでございます。それでいまいろいろ苦労があるということがわかつておりますので、僻地診療所に対しまして、施設の創設費を助成する以外に、運営費につきましても補助をする。また特に、行きます医者の手当等や研究費等をできるだけ増額するとか、また自動車援助するといふふうな、いろいろな施策を強めていってございまして、ことしの三十九年度予算にも、三十八年度予算よりはその施策が強まっております。こういう状態でありまして、またさらに一そうわれわれとしても努力していきたい、こう思つております。

○山田(趾)委員 終わります。
○田中(正)委員長代理 本日は、これにて散会いたします。
午後零時三十二分散会